

岩手県告示第471号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、県税の収納に関する事務を令和3年4月1日次の者に委託した。

令和3年6月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 受託者

住 所	名 称
東京都港区南青山五丁目1番22号青山ライズスクエア	株式会社ジェーシービー
東京都文京区本郷三丁目33番5号	三菱UFJニコス株式会社
大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA	株式会社エフレジ

2 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで